

# 補助事業対象要件確認表

## 【跡地利活用促進事業】

補助事業に関する要件の概要は以下のとおりです。

このチェック表は、要件の概要を示したものであり、参考チェック表となります。

全て該当した場合においても、申請時の書類審査において対象外となる可能性もあります。

不明な点がある場合には、申請前に一度事前相談をしていただくようお願いいたします。

### 1. 補助対象となる解体跡地

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
1-1		戸建て住宅、併用住宅が市内に所在している。	第1条
1-2		解体跡地は、空き家等の敷地であった。	第2条第3号、第8号、 第4条第4項第1号
1-3		空き家等の解体完了後1年以内に戸建て住宅又は併用住宅の建設工事に着手した敷地である。	第4条第4項第1号
1-4		申請する年度に建設工事が完了した敷地である。	第4条第4項第2号
1-5		営利目的として所有するものでないこと。	第4条第2項第2号

### 2. 補助対象となる申請者

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
2-1		申請者は補助事業が完了した後の敷地を適切に管理することができる。	第3条第2項第1号
2-2		申請者は、交付申請する日の属する年の前年（1月1日～6月30日までの間においては前々年）の収入金額又は所得金額が次の金額以下である。 ・収入金額：1,442万円（給与所得のみの者） ・所得金額：1,200万円（その他の者）	第3条第2項第2号
2-3		申請者は、千曲市の市税を滞納していない。	第3条第2項第3号
2-4		本人及び同一世帯のすべての者が暴力団関係ではない。	第3条第2項第4号

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
2-5		空き家等には所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていない。	第4第2項第3号

### 3. 補助対象となる工事

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
3-1		解体跡地に戸建て住宅又は併用住宅を建設する工事に要する費用である。	第4表第1項の表
3-3		公共事業等の補償の対象となっていない。	第4条第2項第1号

### 4. 補助金交付申請に関する要件

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
4-1		補助対象経費には、住宅又は併用住宅の建設費以外は含まれていない。	第4条第1項の表
4-2		新築工事が完了した日以降に提出されている。	第6条第3項